

地域包括支援センターの評価と評価に応じた加算について

令和2年度の評価と評価に応じた加算の変更について

(1) 全てのセンターの業務量を評価するため、件数に応じて点数化する。

評価項目	点数（点）
相談数	職員 1 人当たりの相談数 $\div 100 \times 1/2$
高齢者虐待の対応件数	職員 1 人当たりの件数
ケアプラン作成件数	職員 1 人当たりの件数
地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数	回数 $\times 1$
地域ケア会議の参加者が主体となる取組が創設された件数	件数 $\times 1.5$

(2) 評価を5段階とし、取組内容と業務量のいずれかの基準を満たしたものをセンターの評価とする。

評価	評価基準
秀	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容の評価に「◎」が <u>3個以上</u> 業務量評価が <u>15点以上</u>
優	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容の評価に「◎」が <u>2個以上</u> 業務量評価が <u>10点以上</u>
良	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容の評価に「◎」が <u>1個以上</u> 業務量評価が <u>5点以上</u>
標準	取組内容の評価が全て「○」
可	取組内容の評価に「◎」が無く、「△」がある

(3) 基準を上回る評価を得たことに対し、評価に応じた加算を行う。

ア 加算の対象とする評価

標準を超えた評価（秀、優、良）

イ 加算額

秀 10万円 \times 配置すべき職員数

優 7万円 \times 配置すべき職員数

良 5万円 \times 配置すべき職員数